

皆野町子ども読書活動推進計画



平成31年4月
皆野町教育委員会

目 次

第1章 子どもの読書活動推進計画策定の趣旨

- (1) 計画策定の目的 1
- (2) 計画期間 2
- (3) 基本方針 2

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

- (1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実 3
 - 1 家庭における推進 3
 - 2 地域における推進 3
 - 3 学校等における推進 4
- (2) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進 5
- (3) 子どもが読書に親しむための推進体制の整備 5

参考

- 子どもの読書活動の推進に関する法律 6

第1章 子どもの読書活動推進計画策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

近年、インターネットやスマートフォンなどの情報メディアの急速な発達・普及により、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化し、情報や知識の習得方法、また、活字離れ、読書離れに影響が及んでいます。

一方、読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより豊かに生きていくために欠くことのできないものです。

こうした状況のもと、子どもの健やかな成長のために、身近な家庭、地域、学校等もとより、社会全体で子どもの読書活動を推進していくことが、ますます重要となっています。

このような中、国においては、平成13年12月に子どもの読書活動に関する基本理念を定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、読書を通して、子どもの健やかな成長に資することを目的としています。また、この法律に基づき、平成25年5月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」が策定されています。

埼玉県においては、国の法律に基づき、平成16年3月に「埼玉県子供読書活動推進計画」を策定しました。その後、平成21年3月に第二次計画を、平成26年7月に第三次計画を策定し、子どもの読書活動の推進に積極的に取り組んでいます。

こうした状況を踏まえ、本町においても、子どもの読書活動の推進、読書環境の整備・充実を総合的かつ計画的に推進するため「皆野町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

(2) 計画期間

計画期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢や子どもたちを取り巻く状況の変化等に応じて、計画の見直しを行うものとします。

(3) 基本方針

町は、国及び県の基本方針を踏まえ、町の実情を考慮し、次の3項目を計画の基本方針とします。

① 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

家庭・地域・学校において、子どもが発達段階に応じて読書に親しみ、読書習慣を身に付けるための機会を提供します。また、子どもたちの興味・関心に応える魅力的な図書や資料等を充実させるなど環境の整備に努めます。

② 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

子どもの読書活動の推進に関わる個人や団体、関係機関に対して、読書活動の意義や重要性について理解と関心を深めるため、普及や啓発活動を積極的に行います。

③ 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

子どもの読書活動を総合的に推進するため、関係機関やボランティア団体などの連携・協力体制の整備に努めます。

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

1 家庭における推進

家庭は、子どもに絵本の読み聞かせをしたり、子どもと本に親しんだりするなど、子どもが初めて本と出会う場所です。

家庭における読書活動は、家族の触れ合いや親子のコミュニケーションを深めることにもつながります。

また、親は、子どものうちから読書習慣を身に付けることの重要性を理解し、日常生活を通して、読書が生活の一部として継続的に行われるよう、子どもの読書活動に積極的に関わっていくことが重要です。

<具体的な取組>

- ① 乳児健康診査の際に、ブックスタート※1事業を実施し、絵本の配付やボランティアによる読み聞かせの他、絵本の選び方や効果的な読み聞かせの仕方を説明します。
- ② 子どもや親に関心を持ってもらえるよう、子どもの読書に関する推奨図書や貸出図書についての紹介を行います。
- ③ 講演会や研修会、読書活動普及のためのイベントなど、読書への理解や関心を高める取り組みを行います。

※1 ブックスタートは、0歳児健診などの機会に、絵本をひらく楽しい「体験」といっしょに「絵本」をプレゼントし、赤ちゃんと保護者が絵本を楽しむきっかけをつくる活動です。

2 地域における推進

子どもの読書活動を推進するためには、いつでも、どこでも、子どもの身近な地域で本と親しむことができる環境を整備していくことが必要です。

特に、皆野町公民館図書室は、子どもが学校以外で多くの本と出合える場所であり、自分の読みたい本を自由に選び、読書の楽しみや、知識・情報を得ることのできる学びの場でもあります。

そのため、皆野町公民館図書室では、年齢や発達段階、目的に応じた図書を計画的に整備・充実するとともに、その活用や普及を図る必要があります。

また、子どもや親に対して読書活動の普及や習慣化を推進していく必要もあります。

さらに、PTAやスポーツ少年団など社会教育関係団体の協力を得て、子どもを持つ親が多く参加する行事などで読書の普及活動を行うなど、効果的に取り組みを進めることも必要です。

＜具体的な取組＞

- ① 皆野町公民館図書室は、児童図書の充実に努めるとともに、他の公立図書館との間での相互貸借制度の活用により、利用者のニーズに応じていきます。
- ② ボランティアによる読み聞かせなどの子どもが読書に興味・関心を持つような事業を開催します。
- ③ PTAやスポーツ少年団など社会教育関係団体を通じた活動により、親に対する読書活動への理解を得る取り組みを進めます。

3 学校等における推進

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を育むため、学校においては、子どもが自由に読書に親しみ、読書の幅を広げていくことができるよう、環境整備や、適切な支援を行うことが必要です。

幼稚園等においては、子どもたちが自由に絵本を楽しみ、物語に親しむ機会を確保するため、安心して図書に触れることができるスペースの確保に努めることが必要です。

また、学校図書館は、子どもたちにとって身近な場所であるとともに、読書指導の場としての機能も備えており、質の高い読書活動を行う機会を提供する場所であることから、子どもたちの知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な図書や資料等を整備・充実させていくことが必要です。

＜具体的な取組＞

- ① 幼稚園等は、図書に触れることができるスペースの確保に努めることにより、絵本や物語に親しむ環境の整備を図ります。
- ② 学校図書館は、子どもたちの興味・関心に応える魅力的な図書や資料等の充実を図ります。
- ③ 主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤として、学校図書館の活用を図ります。
- ④ 読書好きの児童・生徒を増やすために、学校図書館の活用を図ります。

(2) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

子どもの読書活動を推進するため、「子ども読書の日」「彩の国教育の日」「読書月間」などにおいて、子どもの読書活動に関する様々な行事や啓発・広報活動を推進します。

また、皆野町公民館図書室や学校図書館においては、推奨図書に関する情報の提供を行い、読書活動の普及・啓発に努めます。

<具体的な取組>

- ① 4月23日の「子ども読書の日」や、11月1日の「彩の国教育の日」を中心に、読書に関する行事等を積極的に行います。
- ② 子どもたちや保護者に向けて、埼玉県推奨図書などの優良図書に関する情報を積極的に提供します。

(3) 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

学校図書館は、施設・資料・運営のさらなる充実のために、関係機関と連携・協力することが必要です。

また、皆野町公民館図書室や学校図書館は、子どもの読書活動の推進に取り組むボランティア団体と連携・協力することにより、読書活動の推進を図ることが大切です。

<具体的な取組>

- ① 学校図書館と関係機関の連携・協力を推進します。特に学校図書館は、公立図書館からの団体貸出制度を活用するとともに、施設・資料・運営の充実を図り、子どもの読書環境の維持・向上に取り組めます。
- ② 皆野町公民館図書室と学校図書館は、子どもの読書活動の推進に取り組むボランティア団体（読み聞かせボランティア等）との連携を推進します。

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

皆野町子ども読書活動推進計画

平成31年4月

皆野町教育委員会

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1423 番地

